

触法障害者の出口支援

—視覚障害者の場合—

Support for exit of persons with disabilities who committed crime -In case of visually impaired-

原 志治

Yukiharu Hara

(特定非営利活動法人神戸アイライト協会)

(Kobe Eye Light Association)

要旨：

視覚障害を持つ触法障害者の自立支援を関係機関が連携して実施することにより、本人のニーズに合った支援を行うことができた。

目的：触法障害者に対する支援は、知的・精神障害者に対しては様々な形で支援が行われている。しかし、視覚障害を持つ触法障害者に対する支援は、まだ少ない。今回、様々な職種が連携して支援することにより、触法視覚障害者が希望する生活を実現することが可能となることを目的にした。また、それぞれの支援者を縦糸とし、様々な職種を経験してきた筆者が横糸となることで横断的な支援が行えることも併せて目的とした。

方法：実際の支援として、歩行訓練士による歩行訓練の実施、担当ケースワーカーを交えた担当者会議の複数開催、行政機関との連携等を行った。

結果：本ケースが再犯を犯すことなく、本ケースの希望である就労・単身生活に結び付いた。

考察：視覚障害を持つ触法障害者の自立支援については、まだまだ支援者の間でも認知度が低いが、視覚障害リハビリテーション専門職である歩行訓練士が関わることにより、専門的支援を加えることができた。また、担当者会議をはじめとし、支援者同士が連携を密にすることで、効果的な支援が可能となることが実証された。また、本ケースに対し、支援者間で統一した支援方針を示すことにより、本人の自己実現能力が上がり、本人の希望する生活を行えることになったと考える。

キーワード：触法障害者、地域定着支援センター、更生センター、歩行訓練士、担当者会議

1. 目的

罪を犯した障害者（以下、触法障害者）に対する出口支援については、2010年頃より各都道府県に最低1か所地域生活定着センターが設置されるなど、少しずつ支援の輪が広がり始めている。しかしながら、支援の対象（特別調整者）

となる触法障害者の多くは、知的障害者や精神障害者であり、身体障害、特に視覚障害者に対する支援事例は少ない。

今回、累犯数が多い視覚障害を持つ触法障害者に対し、関係機関が連携し支援することで、安定した生活・再犯防止につながることをできると考え、支援を実施した。

2. 方法

2.1. 支援機関及び職種

地域定着支援センター（以下、支援センター）、更生センター、役所（生活保護担当、障害福祉担当）、就労継続支援 A 型事業所（以下、A 型事業所）、の各ケースワーカー若しくはサービス管理責任者、神戸アイライト協会（以下、アイライト）の歩行訓練士（以下、筆者）。

2.2. 刑期終了前の支援

刑期終了前より支援センターが特別調整に入り、刑期終了後の生活施設として更生センターを選択した。同時に経済的支援として、支援センター及び更生センターより生活保護担当に対し生活保護の申請に係る事務手続きを行い、刑期終了後の経済面での安定を図った。

2.3. 刑期終了後の支援の流れ

特別調整の時に行われたアセスメント結果に、本人¹⁾の希望として「単身生活・就労」があったため、支援センター職員（以下、支援センター CW）と共に本人がアイライト来所。両者の希望として、アイライトが持っている就労継続支援 B 型事業所（以下、B 型事業所）利用があったが、3者で話し合った結果、まず見えにくさに関する移動の困難さの改善を行うことが先決であり、その後就労の方策を探る、となった。これを受け、支援センター、更生センター、アイライトの3者が密接に連携し、本人の2大希望である、「単身生活・就労」に向けて支援を実施していくこととなった。また、就労先が決まるまでの生活施設として更生センターを利用することとなるため、更生センターケースワーカー（更生センター CW）より生活保護担当、障害福祉担当へ連絡し、役所からの支援も継続して行ってもらえるよう手配した。

2.4. 支援の実際

今回の支援において、主として実施したのは、以下の事項である。なお、カッコ書きに記載したのは、担当職である。

- (1) 見えにくさに起因する移動困難改善（歩行訓練士〈筆者〉）
- (2) 障害者職業センターにて、職業適正検査を受験させる（支援センター CW）

(3) 金銭管理（更生センター CW）

(4) ハローワーク求職登録（支援センター CW）

(5) A 型事業所採用面接付き添い（歩行訓練士〈筆者〉）

(6) 単身生活用住居引越作業（支援センター CW、更生センター CW、歩行訓練士〈筆者〉）

(7) 住所移転に伴う生活保護移管（役所担当者）

(8) 担当者会議（各担当）

3. 結果

刑期終了後の半年余りで本人の目標である、「単身生活・就労」のゴールに到達できた。

その間行った実際の支援は、

- | | |
|------------|------------|
| (1) 歩行訓練 | 計 8 回 |
| (2) 適性検査受験 | 計 1 回 |
| (3) 金銭管理 | 2～3 日に 1 回 |
| (4) 求職登録 | 計 1 回 |
| (5) 面接同行 | 計 1 回 |
| (6) 引越作業 | 計 1 回 |
| (7) 保護移管 | 計 1 回 |
| (8) 担当者会議 | 計 4 回 |

であった。

この内、支援者が特に重要視したのが担当者会議である。会議は、本人が生活をしている更生センターで行い、更生センター CW、支援センター CW、筆者がメンバーとして参加し、本人にも会議に同席した。会議の中で、支援者が考えている問題点、本人が感じている問題点を話し合い、すり合わせることで、ニーズとサービスのミスマッチを防ぐことができた。

触法行為につながる逸脱行動については、本人が行動に走る場合、ストレスが原因となっていることが明らかになっていたため、担当者会議を含め、様々な場面で支援者が本人の訴えに耳を傾け、必要なことは支援者間で情報共有した。また、必要に応じ心療内科を受診させ、医療面からのアプローチも行った。累犯数の多い本人であるが、「今回が立ち直る最後のチャンス」、と自身で捉えられるように、精神面のフォローも支援者側として実施した。また、更生センター CW が、行政との橋渡し役をすることにより、転居後途切れなく生活保護受給等の福祉

サービスを受け続けることができた。

目標達成後についても、必要に応じ、支援センター CW が中心となりフォローアップを行うこととし、単身生活で精神的に孤立しがちな本人のサポートを行った。

筆者に関しては、歩行訓練士でもあり同時に相談員でもあるため、支援センター CW、更生センター CW と各種調整を行う際に齟齬なくコミュニケーションが取れたことも相互の連携に生かすことができた。更に筆者は、生活困窮者の支援を仕事としていた時代があり、その頃に触法者と接する機会が何度かあったことが、支援センター CW 及び本人からの信頼を得る一助となった。また、A 型事業所に対し、本人ができる仕事の説明について、かつて筆者がサービス管理責任者として勤務していた A 型事業所で、ロービジョンの方を雇い入れた経験があったため、A 型事業所に対し、本人の見え方の説明、可能な仕事の説明を具体的にを行うことができた。行政の連携については、筆者が行政機関で勤務していた経験を活かし、生活保護移管等について建設的な意見交換をすることができた。各支援者を縦糸とすれば、筆者が横糸となることで、途切れのない連携の一助となった。

4. 考察

本事例は、本人の更生意欲と、それを支える支援者との連携が上手くいった事例である。出所後、当面の居住を共同生活である更生センターに置いたことにより、本人が単身生活により強い希望を持ったこと、単身生活を送るためには経済的に一定の自立が必要なことを支援者が働きかけたことにより、本人が向かうべきゴール

が明確になった。ゴールが明確になったことにより、各支援者の役割も自ずと決まり、場面場面で必要な支援を行えた。

累犯数の多い本人であるが、今回の支援を開始後、1年6か月以上経過したが、いまだ再犯には至っていない。

以上のことから、累犯数の多い触法障害者に対しても、関係職種が連携し支援することで、十分に社会復帰ができると言えるかと筆者は考えている。

謝辞

本事例の支援・発表にあたり、精力的にご協力いただいた全ての支援者に感謝申し上げる。特に支援センターに対しては、貴重な資料提供をいただいた。そのおかげで、適切な支援を実施することができた。ここに、改めて謝意を示したい。

註

- 1) 個人情報保護のため、本人の年齢・性別・眼疾患等は割愛した。

文献

- 1) 原志治・西記世子・弥栄理恵・佐々木智子・吉田麻美・大槻和美 (2012) 様々な障害がある方が利用する事業所におけるロービジョンの方の利用について サービス管理責任者の業務に関連して、第 21 回視覚障害リハビリテーション研究発表大会抄録集, 131.
- 2) 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 岡山県地域生活定着支援センター (2015) 触法障がい者の受け入れに向けて (障がい福祉施設編), 5-15.